

坂町くらし応援クーポン券

参加店舗を募集します

坂町では、原油価格や物価の高騰などの影響を受けている町民の家計の支援及び地域経済の活性化を目的として「坂町くらし応援クーポン券」を発行します。このクーポン事業を行うにあたって、取扱事業者を募集します。

クーポン券について

12月中旬各世帯へ発送予定

一人当たり 500円券×10枚 計5,000円

(内訳 全店舗使用可能券 2,000円、小規模店舗専用券 3,000円)

使用期間：令和4年12月9日(金)～令和5年3月31日(金)

使用制限：1会計につき1,000円(2枚)まで使用可能

参加登録方法について

申請はお早めに!!



小規模店舗とは

町内に本店がある店舗(法人) 又は
町内の個人事業主の店舗 です

以下の書類をご準備の上、坂町役場総務部企画財政課へ郵送又は持参にて提出してください。

11月30日までに申請した事業所又は店舗は、クーポン発送時に同封する店舗一覧表及び坂町ホームページに掲載します。

以降の申請についてはホームページのみの掲載となります。

【必要書類】

- ①坂町くらし応援クーポン券取扱店登録申請書兼誓約書
- ②振込先口座の通帳の写し(口座名義カナが記載されているもの)
- ③法人の場合：登記簿謄本の写し(3か月以内に発行されたもの)

個人の場合：直近の確定申告書の写し(税務署受領印があるもの) 又は

営業許可証など営業の実態が確認できる書類

参加要件について

- ①町内に事業所又は店舗がある事業者
- ②買い物弱者の支援を目的として、町内で営業を行う移動販売店舗

ただし、次の事業者を除く

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業を行う者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・暴力団等反社会勢力である者

クーポン券の使用対象にならないもの

- ・出資や債務(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係るもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、クーポン券の交換または売買等
- ・その他、クーポン券事業の目的に沿わないと認められるもの

使用されたクーポン券の換金について

ひと月に 2 回程度の換金日を設ける予定です。換金手数料は不要です。

換金方法：総務部企画財政課窓口まで郵送又は持参してください。

その他

詳細は、募集要項をご確認ください。

問合せ先 坂町役場 総務部企画財政課財政係

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号

TEL 082-820-1507 FAX 082-820-1522

メール kikaku@town.saka.lg.jp

